

学校教育法等の改正

(1) 各学校種の目的及び目標の見直し等

○改正教育基本法の新しい教育理念を踏まえ、新たに義務教育の目標を定めるとともに、幼稚園から大学までの各学校種の目的・目標を見直す。

(改正教育基本法を踏まえ、義務教育の目標に次の事項等を規定)

- ・規範意識、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画する態度
- ・生命及び自然を尊重する精神、環境の保全に寄与する態度
- ・伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度、他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度

○学校種の規定順について、幼稚園を最初に規定する。

(改正前)小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園
(改正後)幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校

(2) 副校長その他新しい職の設置

○学校における組織運営体制や指導体制の確立を図るため、幼稚園、小・中学校等に副校長、主幹教諭、指導教諭という職を置くことができることとする。

(各職の職務内容)

- ・副校長:校長を助け、命を受けて校務をつかさどる
- ・主幹教諭:校長等を助け、命を受けて校務の一部を整理するとともに、児童生徒の教育等をつかさどる
- ・指導教諭:児童生徒の教育をつかさどるとともに、他の教諭等に対して、教育指導の改善・充実のために必要な指導・助言を行う

(3) 学校評価と情報提供に関する規定の整備

○学校は、学校評価を行い、その結果に基づき、学校運営の改善を図ることにより、教育水準の向上に努めることとする。

○学校は、保護者等との連携協力を推進するため、学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

(4) 大学等の履修証明制度

社会人等を対象とした特別の課程(教育プログラム)を履修した者に対して大学等が証明書を交付できることとする。

(施行期日)

- ・(2)新しい職の設置・・・平成20年4月1日
- ・上記以外・・・公布の日から6月以内で政令で定める日